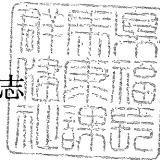


健福 第660-8号
令和2年4月30日

各社会福祉総合センター
入居団体代表者様

群馬県健康福祉部

健康福祉課長 中島 高志



新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた
群馬県社会福祉総合センターの臨時休館について（通知）

平素より、群馬県社会福祉総合センター（以下「センター」という。）の適正な使用に御協力賜り感謝申し上げます。

さて、御承知のとおり、未だ県内における新型コロナウイルス感染は拡大傾向にあります。

このような状況を踏え、5月7日（木）～5月31日（日）までの間、社会福祉総合センターを臨時休館することになりました。なお、臨時休館期間中も貴団体に使用を許可しているスペースの利用は可能ですが、下記のとおりの対応を行いますので御承知置き願います。御不便をおかけすることになり申し訳ありませんが、御理解・御協力のほど、よろしくお願ひいたします。

記

1 執務室の利用にあたって

- ・貴団体職員以外の来館は、やむを得ない場合を除き、控えるようお願いします。
- ・貴団体職員及び貴団体を来訪する方に対し、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を徹底させるようお願いします。
- ・貴団体の施設の一部をボランティア団体等に貸し出しを行っている場合は、期間中の貸し出しを中止してください

2 センターにおける対応

(1)入り口について

- ・正面玄関は施錠します。
- ・裏側通用口1箇所のみ（男子トイレ側）の出入りとし、通用口利用時間は、平日、土曜 8：00～19：00までとします。
- ・平日、土曜の利用時間以外は、セキュリティーシステムにて施錠を行い、入居団体職員は、セキュリティーカードにて入退館を行ってください。

(2)入館者対応

- ・通用口の利用時間は、常時警備員が通用口で入退館の管理を行います。
※入居団体職員は、入館許可証を携帯し、入館時に提示する。
- ・入館者（入居団体職員は除く）に対して用件確認及び検温を実施します。

*手順

- ①入館希望者は、入退館名簿に、入館時間、訪問する団体名、担当者名を記入する。
- ②非接触型体温計にて検温を行う。（体温が37.5℃以上の場合は、入館を断る）
- ③警備員は、入館希望者が訪問する入居団体に入館の連絡を入れる。
- ④入居団体の許可を得て、警備員が入館の許可をし、入館する。
- ⑤退館の際、入館者は退館時間を記入する。

3 その他

- ・感染拡大等の状況により、臨時休館の期間を延長する可能性があります。

【事務担当】
地域福祉推進室
地域福祉係長 相京
電話：027-226-2518

